

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱第6条第2号の規定に基づき、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会(以下「部会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討し、検討結果を座長に報告する。

- (1) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)の見直しに関する事。
- (2) その他、条例の施行に関し必要な事項。

(設置期間)

第3条 部会の設置期間は、平成25年7月1日から平成25年12月31日までとする。ただし、延長を妨げないものとする。

(組織)

第4条 部会は、学識者、施設管理者関係者、教育関係者等で構成し、保健医療部長が選任する。

- 2 委員の任期は、選任の日から前条に定める設置期間の終期までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総理し、必要に応じ事務局に命じて部会を招集する。

(意見聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務は、保健福祉局保健医療部がん対策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

神奈川県たばこ対策推進検討会「神奈川県公共的施設における受動喫煙
防止条例」見直し検討部会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県たばこ対策推進検討会「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会(以下、「部会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、部会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 部会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選(先着順)により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に部会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 部会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 部会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月2日から施行する。